

愛媛県における農地集積の必要性と課題

Interview no.1



愛媛大学大学院 農学研究科教授
松岡 淳 氏

圃場整備を通じた農地集積を

愛媛県の農地集積率は令和元年度 31.8%で全国平均を 25 ポイント下回っています。その要因は県特有の農業構造にあります。かんきつ栽培が盛んな地域では園地が傾斜地に集中し、平野部に比べて集積が進みにくく、稲作地域でも圃場整備が進んでいないことが挙げられます。そこで、小区画で分散している農地を集積し、圃場整備を行うことで、農家 1 戸あたりの耕作面積が増加し、その結果、所得の向上が期待できます。新規就農者を育て、農業の担い手不足を解消するため、新たな農業法人を立ち上げるためにも、農地集積は喫緊の課題です。

安心して簡便な農地中間管理事業

一方で、稲作の盛んな西条市や西予市を中心に、県内の農地集積率は、徐々にではありますが年々増えてきています。これは、ひとえに、えひめ機構や市町の関係者の尽力によるところが大きいと思います。実際に農地を動かすには手間も時間もかかるものです。そこで、数年前から農業者の負担や同意がなくても、農地中間管理機構による基盤整備が可能になりました。遊休農地の基盤整備ができれば集積がさらにスムーズに進むのではと考えています。また、通常の農地の貸借と比較すると、いったん機構に預けてから貸すということは手続きがさらに増えることでもあります。機構が間に入ることによって安心感は増しても、書類上の手続きの煩雑さがネックになっていました。そこで、今後は書類手続きを簡便化する方向に動き始めています。



高齢化した農家など農地の売却や賃貸を望む「出し手」と、購入や借り受けを望む「受け手」とのミスマッチが農地集積の妨げとなっています。農地中間管理機構が両者をつなぎ、さらに、AI（人工知能）や IoT（モノのインターネット）などを活用したスマート農業と農地集積をセットで推進することが愛媛の農業の発展に寄与するものと考えます。



許諾番号:301-013